

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第10号

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年四日市市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事するものとする。</p>	<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事するものとする。</p>
<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</u></p>	<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員には、次により報酬を支給する。</u></p> <p><u>基本団員</u></p> <p><u>団長 年額 82,500円</u></p> <p><u>副団長 年額 69,000円</u></p> <p><u>分団長 年額 50,500円</u></p> <p><u>副分団長 年額 45,500円</u></p> <p><u>部長及び班長 年額 37,000円</u></p>

2 団員には、年額報酬として別表第1に掲げる額を支給する。

3 前項の年額報酬の支給日は、毎年12月15日（休日繰下げ。）とし、支給の方法は、四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）に定める職員に支給する給料の例による。

4 団員が年度の途中で任命され、又は退職し、失職し、若しくは死亡したときの年額報酬の額は、月割りにより計算する。

5 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、出勤報酬として別表第2に掲げる額を支給する。

（費用弁償）

第13条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償として四日市市職員給与条例第41条に規定する通勤手当を勘案して規則で定める額を支給する。

2及び3 （略）

別表第1（第12条第2項関係）

区分	階級	年額報酬の額
----	----	--------

団員 年額 36,500円

機能別団員

部長・班長 年額 18,500円

団員 年額 18,300円

2 前項の報酬の支給日は、毎年12月15日（休日繰下げ。）とし、支給の方法は、四日市市職員給与条例（昭和24年四日市市条例第15号）に定める職員に支給する給料の例による。

3 団員が年度の途中で任命され、又は退職し、失職し、若しくは死亡したときの報酬の額は、月割りにより計算する。

（費用弁償）

第13条 団員が災害出勤、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、費用弁償として別表に掲げる額を支給する。

2及び3 （略）

基本団員	団長	82,500円
	副団長	69,000円
	分団長	50,500円
	副分団長	45,500円
	部長及び班長	37,000円
	団員	36,500円
	機能別団員	部長及び班長
	団員	18,300円

別表第2（第12条第5項関係）				別表（第13条関係）			
区分	支給単位	金額	摘要	区分	支給単位	金額	摘要
災害	(略)			災害出動	(略)		
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合の報酬及び費用弁償について適用し、同日前に団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合の報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

(消防本部消防救急課)